

第3行政区では、(公財)群馬県市町村振興協会の市町村振興宝くじの交付金などを財源とする「魅力あるコミュニティ助成事業」を活用して、初中集落センターのトイレを水洗化するなどの改修工事を行いました。

宝くじの収益金は、こうした市町村の住みよいまちづくりのために活用されています。

問合せ 行政庶務係  
☎82-6122



宝くじ交付金  
魅力あるコミュニティ助成事業

町は、本年10月1日を基準日として、次のすべての条件に該当する高齢者を、在宅で1年以上継続して介護している介護者に対して介護慰労金を支給します。

**支給要件**

- ▼被介護者が町内在住で65歳以上であること
- ▼介護保険制度の要介護度4

または5の状態が1年以上継続していること

▼介護保険制度のショートステイ(短期入所)や入院などにより、在宅を離れた期間が100日以内であること

**支給額** 12万円

**申請期限** 11月22日(火)

問合せ 介護高齢係  
☎82-6135



介護慰労金  
在宅で介護している介護者に支給します

30,000球のLEDが冬のまちを彩ります

**期間** 12月1日～令和5年1月末を予定

**時間** 午後5時～9時頃まで

**場所** 役場庁舎敷地内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町の各種行事が中止となっています。そこで、町では町民をはじめ多くの人々が楽しみ、新たな町の魅力として広く発信することで、地域の活性化にもつながるイルミネーション事業を実施します。新型コロナウイルス感染症の早期収束を願うとともに、医療従事者等の皆さまへの感謝と応援の気持ちを込めて点灯します。町役場庁舎敷地内に約30,000球のLEDライトを設置し、冬のまちを彩ります。

イルミネーションをご観賞いただく際には、通行車両等に十分ご注意ください。また、路上駐車は他の通行車両や歩行者等の迷惑となります。お車で越しの場合は、役場庁舎敷地内の駐車場をご利用ください。

出店しませんか

イルミネーション点灯期間中、板倉町役場庁舎敷地内に移動販売車・露店型店舗の出店を募集します。出店を希望する場合は、町ホームページにて内容をご確認のうえ、企画調整係までお申し込みください。

問合せ 企画調整係  
☎82-6125

【入札結果】 予定価格が250万円(税込み)を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 ☎82-6126

執行日	件名	場所	予定価格(税抜) 設計金額(税抜)	最低制限価格 (税抜)	落札金額 (税抜)	落札率	落札者
9月22日(木)	令和4年度 道路メンテナンス補助事業 第五号橋外1橋 橋梁補修工事	岩田地内	1,761万円	1,232万円	1,630万円	92.6%	三郷建設工業(株)
9月22日(木)	令和4年度 町道3128号線 道路改良工事	海老瀬地内	1,061万円	742万円	1,040万円	98.0%	(有)坂田建設
9月22日(木)	令和4年度 町道1272号線 道路改良工事	板倉地内	1,017万円	711万円	995万円	97.8%	福地建設(有)
9月22日(木)	令和4年度 道路メンテナンス補助事業 谷新田2号橋 橋梁補修設計業務委託	下五箇地内	719万円	なし	314万円	43.7%	技研コンサル(株)
10月18日(火)	令和4年度 町道1186号線 道路改良工事	板倉地内	1,235万円	864万円	1,215万円	98.4%	尾崎建設(株)
10月21日(金)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 板倉町立板倉中学校体育館エアコン整備工事	板倉中学校体育館	3,259万円	2,281万円	2,930万円	89.9%	(有)岩崎設備



新型コロナ対策事業  
町内で使える商品券を皆さまへ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動への影響に加え、エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受けている町民皆さまの負担軽減を図るため、町内で使える商工会商品券を交付します。

**対象者**  
10月21日現在、板倉町の住民基本台帳に記録されている全てのかた

**交付額**  
1人につき3,000円分(1,000円券×3枚)

**使用できる場所**  
○板倉町商工会商品券取扱店の登録のある店舗でご使用ください。

**使用期限**  
令和5年1月31日(火)まで

**配布方法**  
世帯主あてに、同一世帯員分を簡易書留で郵送します。

**交付予定**  
11月中を予定

**その他**  
○商品券は、現金と引き換えができません。  
○商品券は、利用額が額面に

見本



満たない場合、釣り銭は出ません。

○国や地方公共団体などへの支払い(税金・電気・ガス・水道料金などの公共料金)には使えません。

○換金性の高い物(有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど)の購入はできません。

※予定は変更となる可能性があります。

問合せ 商工観光係  
☎82-6139

ひとりで悩まずご相談ください～人権相談～

窓口相談を希望のかた (予約制) ☎82-6131 (戸籍年金係)

秘密は厳守します。

電話相談を希望のかた

みんなの人権110番  
☎0570-003-110

子どもの人権110番(通話料無料)  
☎0120-007-110

女性の人権110番  
☎0570-070-810

(平日午前8時30分～午後5時15分)

Jアラート情報伝達試験

防災ラジオでも配信されます

11月16日(水) 午前11時

地震、津波、武力攻撃などの発生時に備えた、全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送が、防災ラジオを通じて行われます。受信状況を確認してください。

問合せ 安全安心係 ☎82-6123

録音機能付き電話で  
特殊詐欺を撃退

自動応答、通話自動録音機能を備えた電話機や、電話線と電話機の間に接続して録音機能を有する機器の購入に対して補助金を交付します。

**対象** 世帯全員が町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している65歳以上のかた

※一世帯につき一台限り

**補助金額**  
購入費用の2分の1以内  
ただし上限金額6,000円  
千円未満切り捨て

申請方法

購入した日から1年以内に左記のものをそろえて提出してください。

○申請書

○領収書

○機能が確認できるパンフレットまたは取扱説明書

※申請書は、安全安心係または町ホームページにあります。

問合せ 安全安心係  
☎82-6123

**募集概要**  
町民と行政の協働によるまちづくりを普及促進し、魅力ある地域社会を実現するため、町民が自ら企画し、実施する公共性のある事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

**募集团体**  
次のいずれかに該当する団体が対象です。  
ただし、宗教、政治または営利活動を目的とする団体や、設立趣旨、活動内容から補助の対象として不相当と認められる団体は対象となりません。

- ▼町内の住民自治組織
- ▼町内に事務所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）
- ▼町内に本拠を置く住民団体（ボランティア団体、各種団体など）

**対象事業**  
○町内における地域課題の解決を促進し、地域の活性化につながる事業  
○公共性のある事業  
○住民の労力提供などがある事業



まちづくり協働事業  
協働事業に参加する団体を募集します



問合せ 企画調整係  
☎82-6125

**申込募集期間** 随時募集  
**申込方法** 事業の内容について、企画調整係にご相談ください。その後、申請書などの関係書類を提出していただきます。詳細は、町ホームページでご確認ください。

**補助額** 事業に直接必要となる経費の範囲内で、30万円を限度とします。

**募集概要**  
○他の補助金を受けていない事業  
○年度内に実績報告書を提出できる事業  
○他の法律、条例等に反しない事業  
※他に委託するだけの事業や単に物を買うだけの事業は対象となりません。

激増しています 性感染症

梅毒

「梅毒」～梅毒の報告が過去最多～

10月現在、梅毒の全国の報告数が過去最多ペースとなっています。約7割が男性ですが、10～20歳代では女性の割合が多く報告されています。

【どんな病気】

梅毒トレポネーマという病原菌による感染症で、性的接触などによってうつる感染症です。

感染したあと、経過した時期によって、症状の出現する場所や内容が異なります。

早期の薬物治療で完治が可能ですが、検査や治療が遅れたり放置すると、長期間の経過で脳や心臓に重大な合併症を起こすことがあります。時に無症状のまま進行するため、治ったことを確認しないで途中で治療をやめてしまわないことが重要です。また完治しても、感染を繰り返すことがあり、再感染の予防が必要です。

妊婦が感染すると、胎盤を通して胎児に感染します。

【相談先】

○心配なことがある場合は、医療機関を受診しましょう。  
○各保健所（保健福祉事務所）で、性感染症に関する無料相談・検査を行っています。

問合せ 館林保健福祉事務所 72-3230

マイナンバーカード休日の申請・交付

平日に来庁できないかのために申請受付と交付を行います。  
※予約制です。平日の開庁時間内に必ず電話予約してください。

日程	11月19日(土)・12月10日(土)・17日(土)									
時間	午前9時～午後5時									
場所	役場1階住民環境課（3番カウンター）									
	<table border="1"> <tr> <td>南部公民館</td> <td>11月13日(日)</td> <td rowspan="4">午前9時～午後1時 (申請の受付のみ)</td> </tr> <tr> <td>東部公民館</td> <td>11月20日(日)</td> </tr> <tr> <td>北部公民館</td> <td>11月27日(日)</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>12月10日(土)</td> </tr> </table>	南部公民館	11月13日(日)	午前9時～午後1時 (申請の受付のみ)	東部公民館	11月20日(日)	北部公民館	11月27日(日)	中央公民館	12月10日(土)
南部公民館	11月13日(日)	午前9時～午後1時 (申請の受付のみ)								
東部公民館	11月20日(日)									
北部公民館	11月27日(日)									
中央公民館	12月10日(土)									

▼申請の場合  
○本人確認書類 ○個人番号カード交付申請書（お持ちのかた）

▼交付の場合  
○役場から送付されたはがき「マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書」（裏面に住所、氏名を記載） ○通知カード ○本人確認書類 ○住民基本台帳カード（お持ちのかた）

予約・問合せ 戸籍年金係 ☎82-6131  
(平日午前8時30分～午後5時15分、水曜日は午後7時15分まで)  
※最大2万円分のマイナポイントを取得するには、12月末までにマイナンバーカードを申請する必要があります。申請はお早めに。

水道の手続き、水道の漏水や濁り、工事の申込み、各種証明など水道に関する問合せは

群馬東部水道企業団館林支所  
☎0276-80-3201

※休日・夜間の場合は、自動音声ガイダンスに切り替わります。切り替わるまで電話を切らず、アナウンスに従って用件をお伝えください。  
○板倉営業所（役場窓口内）は、水道料金の支払い、口座振替申込み、給水開始・休止の手続きができます。

献血にご協力ください

健康エンジョイポイント

日時 11月30日(水)  
○午前9時30分～11時45分  
○午後1時～3時30分  
場所 中央公民館2階 講座室（役場北側駐車場に駐車すると便利です）  
問合せ 社会福祉係 ☎82-6133

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、一世帯当たり5万円を支給します。

給付対象 次のいずれかに該当する世帯

▼住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で板倉町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。

▼家計急変世帯

予期せず令和4年1月から12月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税相当となる世帯。

※いずれも課税されているかたの扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

申請方法など

▼住民税非課税世帯

対象となる世帯には、町から確認書を郵送します。内容を確認し、必要事項を記入のうえ、返送してください。

▼家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市町村への申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、申請してください。

申請書は社会福祉係にあります。詳しくはお問い合わせください。

給付額 一世帯あたり5万円（住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず、一世帯一回限り）

申請期限 令和5年1月31日

問合せ 社会福祉係 ☎82-6133



歳末たすけあい運動  
配分希望世帯の申請を受け付けます

「歳末たすけあい運動」は、町民の皆さんから集められる募金により、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、配分金や日用品などをお配りし、みなで支え合うあたたかい地域づくりを目的としています。

**配分対象者**  
板倉町内に住民登録があり、6か月以上居住している世帯全員が住民税非課税の世帯で、次の条件のいずれかに該当する世帯。  
ただし、同敷地内の課税者に扶養されているかたや生活保護世帯などは対象外となります。

- ▼満70歳以上のひとり暮らし世帯
- ▼満70歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らし世帯を除く）
- ▼要介護3以上の認定を受けているかたのいる世帯
- ▼中学3年生以下の児童を養育しているひとり親（母子・父子）世帯（ただし、対象と

なる子の親が世帯主であること）

- ▼次の障害者手帳をお持ちのかたのいる世帯  
身体障害者手帳1・2級  
療育手帳A  
精神保健福祉手帳1・2級

▼その他特別な事情により支援が必要な世帯

**申請方法**  
前記の条件を満たしており、配分を希望する世帯のかたは、役場福祉課または老人福祉センター内の社会福祉協議会、地区民生委員へお問い合わせください。

「配分金受給申請書」をお渡しいたしますので、記入のうえ提出してください。

**受付期間**  
11月1日(火)～25日(金)（土・日、祝日は除く）午前9時～午後5時

**申込み・問合せ**  
○社会福祉係  
☎82-6133  
○社会福祉協議会  
☎82-3900

11月30日は  
「人生会議の日」

国は11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階に自分が望む医療やケアについて考える日と定めました。

町では、医療版エンディングノート「MOTTE」もしものときに想いを伝える手帳」と生活版エンディングノート「大切なかたへの絆ノート」を無料配布しています。

このエンディングノートを活用して、ご家族などの大切なかたとこれからの人生について話し合ってみませんか。

なお、エンディングノートに関する出前講座も承ります。

**配布場所** 役場介護高齢係窓口  
**問合せ** 介護高齢係  
☎82-6135